

消 防 予 第 80 号
令 和 5 年 2 月 7 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

令和5年春季全国火災予防運動の実施について

令和5年春季全国火災予防運動については、令和5年2月7日付け消防予第70号により実施要綱を定め、各都道府県知事等あてに消防庁長官から通知したところですが、当該実施要綱に掲げる推進項目等の実施にあたり参考になると考えられる事項を、別添1「令和5年春季全国火災予防運動実施要綱について」のとおりとりまとめましたので送付します。

なお、前回実施した令和4年秋季全国火災予防運動期間において実施された行事等については「令和4年秋季全国火災予防運動の実施結果について」（令和5年1月24日付け事務連絡）のとおりですので、これらを参考としながら各地域の実情に応じた運動の実施について検討いただくとともに、全国山火事予防運動及び車両火災予防運動を含め、効果的に実施いただきますようお願いいたします。

運動の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症に関する政府方針等に留意し、感染拡大防止に十分な配慮をしていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県又は消防本部において実施した行事等の中で、他の参考として周知を希望する取組み等があれば、消防庁予防課予防係（yobouka-y@ml.soumu.go.jp）まで、電子メールで情報提供をお願いいたします。

情報提供の形式は問いませんが、参考様式を添付しますので適宜御活用下さい。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

令和 5 年春季全国火災予防運動実施要綱について

※下線については追加、変更のある項目を示す。

1 住宅防火対策の推進

(1) 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進

住宅用火災警報器の設置については、新築住宅は平成 18 年 6 月から、既存住宅は平成 23 年 6 月までに義務化され、その結果、住宅火災による死者数が減少するなどの効果が現れている。

住宅火災による被害のさらなる軽減のためには、平成 23 年 9 月に開催された「住宅用火災警報器設置対策会議」において策定され、令和 2 年 10 月に改正された「住宅用火災警報器設置・維持管理対策基本方針」に基づき、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる団体が総力を結集し、住宅用火災警報器の設置の徹底、高齢者世帯への設置の働きかけ、条例適合率の改善、適切な作動を確保するための維持管理の必要性に関する周知等を図ることが重要である。

令和 4 年 6 月時点の調査では、住宅用火災警報器を未だ設置していない世帯が約 2 割、各市町村の火災予防条例の規定どおり設置していない世帯が約 3 割、最近作動確認を行った世帯のうち電池切れや故障が確認された世帯が約 3.0%という結果になっている。

住宅用火災警報器の維持管理に当たっては、今後その多くが設置後 10 年を迎え、電池切れ等により火災時に適切に作動しなくなることが懸念されることから、年 2 回の火災予防運動期間中の点検実施の促進、故障した本体の交換の徹底や老朽化した本体の交換の推奨など、具体的な維持管理を行うための働きかけが重要である。特に、各世帯において住宅用火災警報器を点検するために必要な点検手順等の情報について、住民に身近な広報誌等の媒体を用いること等により丁寧かつ継続的に周知する必要がある。

また、本体交換の際には、各世帯の住宅の構造や世帯構成に応じて火災をより早期に覚知することができる連動型住宅用火災警報器、火災以外の異常を感知して警報する機能を併せ持つ住宅用火災警報器、音や光を発する補助警報装置を併設した住宅用火災警報器など付加的な機能を併せ持つ機器を推奨するなど、各世帯が適切な機器を選択しつつ交換を促進できるよう留意されたい。

住宅用火災警報器の設置の徹底及び適切な維持管理の周知に当たっては、「火災予防啓発映像の作成・公表について」（令和 3 年 3 月 31 日付け消防予第 112 号）において

配布した住宅用火災警報器の適切な設置、点検・維持管理の重要性を周知する広報用映像及びリーフレット並びに住宅用火災警報器の奏功・不奏功事例等の効果的な活用を図りたい。

また、住宅用火災警報器の交換に関しては別紙1も参考にされたい。

なお、高齢社会における火災予防の実効性の向上も必要とされることから、住宅用火災警報器と連動して火災発生を周囲に知らせる屋外警報装置を推奨するとともに、住宅用火災警報器が作動した際の対応を地域関係者で確認するなど火災が発生した場合に確実に早期覚知、通報、初期消火するための取組みも重要である。

(2) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進

住宅における出火防止や消火・避難等の対策には、安全装置が設置されている暖房器具及び調理油過熱防止装置、立ち消え安全装置などの安全装置が搭載された調理器具の使用並びに住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具及び自動消火装置（住宅用下方放出型自動消火装置、住宅用スプリンクラー設備、パッケージ型自動消火設備（Ⅱ型））などの設置が有効であると考えられることから、これらの普及について積極的に推進することが重要である。

(3) たばこ火災に係る注意喚起広報の実施

住宅火災による死者数を発火源別に見たとき、例年最も多いのがたばこであり、なかでも寝たばこに起因する死者が多く発生していることから、たばこ火災の危険性に係る周知や注意喚起広報を実施していくことが必要である。

なお、広報の方法については、別紙2『「たばこ火災被害の低減対策に関する検討会報告書」を踏まえた広報に係る対策』及び「たばこによる火災予防の広報用映像の製作・送付について」（平成31年2月12日付け消防予第31号）を参考にして実施することが効果的と考えられる。

(4) 防災品の周知及び普及促進

住宅における出火防止や出火した際の拡大防止対策として、カーテンやじゅうたんに防災物品を、また、寝具や衣類等に防災製品を使用することを積極的に推進することが重要である。

なお、高さ31メートルを超える共同住宅の居住者等に対し、防災物品の使用が義務づけられていることの周知徹底を図ることも重要である。

(5) 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進

住宅防火の推進に当たっては、地域の消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携して防火訪問等を実施することにより、地域住民の主體的・組織的な広報・普及啓発活動を促進することが効果的と考えられる。

(6) 地域の実情に即した広報の実施

住宅防火の推進に係る広報を実施する際には、各地域の具体的な火災危険性を周知して地域住民の理解を深めることにも留意しつつ、各種メディアや広く住民生活に浸

透している広報誌等を積極的に活用することや、展示会等を開催、町内会・自治会等の地域の会合を活用することが効果的である。また、地域において集客力のある販売店と連携して住宅用火災警報器、防災品や住宅用消火器などの広報活動に取り組むことも効果的である。

(7) 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策等に重点を置いた死者発生防止対策の推進

要配慮者のうち、特に一人暮らしの高齢者等で病弱者又は要介護状態にある者等、緊急事態に自ら行動することが困難な者について、自主防災組織、福祉関係部局又は地域の福祉協力者等が地域単位で協力・連携して情報を把握するとともに、地域が主体となって各種対策に取り組むことが効果的である。

具体的には、高齢者や障害者の独居世帯等について、自主防災組織等と連携して訪問診断等を実施することや、要配慮者と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や女性防火クラブ員等に対して火災予防に関する知識の普及を図り、協力を働きかけることが考えられる。

(8) 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進

地震火災を防ぐためには、家具等の転倒防止や安全装置等を備えた火気器具の普及等を推進するなどの出火防止対策に加え、住宅用火災警報器、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具などの設置といった火災の早期覚知・初期消火対策、さらには地域の防災訓練や自主防災組織への参加など、地域ぐるみの防火対策を推進することが重要である。これらの地震火災対策を推進するに当たっては、別紙3「地震火災を防ぐ15のポイント」を適時参考とされたい。

また、地震のみならず、台風などの自然災害による停電発生時に懸念される通電火災の対策について、別紙4「通電火災対策」を参考とし、住民へ周知及び注意喚起を図ることが重要である。

なお、自然災害時における火災対策の推進に当たっては、「火災予防啓発映像の制作・公表について」（令和2年7月2日付け消防予第175号）において公表した広報用映像及びリーフレットを適時活用されたい。

2 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

乾燥時及び強風時には、出火及び火災拡大の防止のため、広報車や防災行政無線の活用等による火災予防の呼びかけ等の実施とともに、水利の確認、木造建築物の密集する地域等の火災の延焼拡大危険性が高い地域を中心とした巡視を行うなどの火災に対する警戒を強化することが必要である。特に木造建築物の密集する地域等の火災の延焼拡大危険性が高い地域においては、立入検査等の機会を捉え、厨房設備等の火気設備等の適正な取扱いの徹底について、関係者に対して注意喚起を図ることが重要と考える。

厨房設備等の火気設備等の適正な取扱いの周知に当たっては、「厨房における火災予防の広報用映像の制作・送付について」（平成29年12月1日付け消防予第362号）を適時

活用されたい。

また、たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行、屋内外における安全な火気取扱い及び工事等における火気管理の徹底が必要である。

3 木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の推進

令和4年8月10日に福岡県北九州市小倉北区の旦過地区で発生した火災を踏まえ発出された「木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導について（通知）」（令和4年8月26日付け消防消第301号、消防予第423号）に基づき、火災が発生した場合に大規模な火災につながる危険性の高い地域を「重点防火指導対象地域」に指定するとともに、同地域に対して、地域の住民、自治会及び商店街組合等の地域関係者と連携し、次に掲げる事項を主眼とした重点的な防火指導を図る必要がある。

なお、防火指導の実施に当たっては、「重点防火指導対象地域に対する防火指導の実施状況に係るフォローアップ調査結果について」（令和5年2月6日付け事務連絡）で紹介した各消防本部における取組みを参考とされたい。

(1) 火を使用する設備又は器具の適切な取扱い及び維持管理の周知徹底

火を使用する設備又は器具の適切な設置、取扱い及び維持管理について周知徹底を図ること。

特に、火災予防条例に基づき、火を使用する設備又は器具と建築物との火災予防上安全な距離を適切に確保するとともに、火災の危険が認められる場合は、火を使用する設備又は器具を使用する前に確実に改善を図るよう周知徹底を図ること。また、厨房設備の天蓋に設置するグリス除去装置や天蓋と接続する排気ダクトの清掃及び維持管理が適切に行われるよう周知徹底を図ること。

(2) 住宅用火災警報器の設置及び維持管理の周知徹底

店舗併用の住宅を含め、住宅の用途に供される防火対象物にあっては、消防法第9条の2の規定により、寝室部分等に住宅用火災警報器の設置が義務づけられていること及び適切な維持管理について周知徹底を図ること。

なお、特に店舗部分が飲食店である場合は、火災の早期覚知の観点から、厨房部分に住宅用火災警報器を設置すること及び連動型の住宅用火災警報器を設置することが防火対策上有効であること。

(3) 消防用設備等の適正な設置及び維持管理の周知徹底

令別表第1(3)項に掲げる防火対象物（火を使用する設備又は器具を設けたものに限る。）には、消防法施行令第10条第1項第1号ロの規定により、原則として消火器具の設置が義務づけられていること及び適切な維持管理について周知徹底を図ること。

なお、確実な初期消火を実施するため、より消火能力の高い消火器具を設置することが防火対策上有効であること。

(4) 地域ぐるみの訓練等の実施の推進

一度火災が発生すると大規模な火災に発展する可能性があることを十分に周知するとともに、自治会や商店街組合等の地域関係者に対し、地域関係者を主体とした地域ぐるみの訓練等の自主的な取組みを促すこと。また、必要に応じて訓練指導や、関係機関と連携した訓練を実施することが有効であること。

なお、木造飲食店等が密集し、火災が発生した場合に大規模な火災につながる危険性の高い地域における大規模火災を想定した訓練方法等については、「大規模火災時における的確な住民行動等の確保について（平成 29 年 8 月 2 日付け消防災第 113 号）」を参考とされたいこと。

4 放火火災防止対策の推進

令和 3 年中の放火及び放火の疑いによる出火（以下「放火火災」という。）件数は 3,888 件となっており、全火災件数 35,222 件のうち 1 割強を占めていることを踏まえ、放火火災防止対策のより一層の推進を図ることが必要である。（件数は確定値）

(1) 放火火災に対する地域の対応力の向上

放火されない環境づくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが放火火災に対する注意を心がけるとともに、行政機関、関係団体、事業所、町内会と住民が一体となって、放火火災対策に取り組むことが重要である。

(2) ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底

ガソリンを用いた放火火災の発生抑止を図るため、危険物の規制に関する規則の改正により、ガソリンを容器に詰め替えて販売するときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行うことが義務づけられた（令和 2 年 2 月 1 日施行）。これに当たり、リーフレット（令和元年 12 月 20 日付け事務連絡）やポスター（令和 2 年 1 月 16 日付け事務連絡）を活用した幅広い広報啓発、従業員への 110 番通報要領を含めた教育訓練を行うことが重要である。

(3) 防火対象物における放火火災防止対策の徹底

不特定多数の者が出入りする建築物や大量の可燃物が存在する大規模倉庫などにおいては、死角となりやすいトイレやバックヤードの整理整頓、従業員や警備員による巡回、放火監視機器等を設置するなどの対策に努めるよう指導することが重要であり、「放火火災対策強化中」や「監視機器により監視中」等の注意喚起表示をすることも放火火災の防止に効果的であると考えられる。

(4) 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

放火火災対策には、屋外に可燃物を放置しないことや、自動車等のボディカバーに防炎品を使用することが効果的であることを積極的に情報提供することが重要である。

また、放火火災は、死角となる場所や深夜時間帯に多く発生しているため、発見の遅れによる被害の拡大のおそれについて周知するとともに、放火監視機器、炎感知器、侵入監視センサーや警報器、センサー付き照明等の防火・防犯設備及び消火器具等を設置

することも放火対策に効果的であることを周知されたい。

さらに、放火が多発している地域では、関係機関と情報共有を図る等連携し、重点警戒を実施するなど、地域の実情に応じた対策をとる必要がある。

5 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

(1) 防火対象物の用途に応じた防火安全対策の徹底

ア 飲食店における防火安全対策の徹底

(ア) 近年、こんろによる火災は建物火災の出火原因の第1位であり、飲食店におけるこんろ火災のうち約6割がその場から離れている間に出火したものである。

また、飲食店におけるこんろ火災は急激に延焼拡大するケースが多く、水による初期消火は困難である。

これらのことから、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）に定めるとおり、飲食店の厨房設備の適切な使用・維持管理を徹底して出火防止を図るために、こんろ使用中の監視人の配置、厨房設備の天蓋及び排気ダクト内の定期的な清掃等について指導する必要がある。これら飲食店の火災予防の周知に当たっては、「厨房における火災予防の広報用映像の制作・送付について」（平成29年12月1日付け消防予第362号）を適時活用されたい。

(イ) 消防法施行令の改正により、令和元年10月1日から、火を使用する設備又は器具を設けた延べ面積150㎡未満の飲食店に対して新たに消火器具の設置が義務付けられた。

新たに消火器具の設置義務の対象となる飲食店等の関係者などに対しては、初期消火の重要性を啓発し消火器具の設置を指導することが重要であり、指導に際しては、消火器等の点検及び点検結果報告書の作成を支援するスマートフォンアプリや消火器等の点検方法や点検結果報告書の記入要領を示したパンフレット等を周知されたい。

(ウ) 令和2年7月30日に発生した福島県郡山市飲食店爆発事故を踏まえ、「福島県郡山市で発生した爆発事故を踏まえた飲食店の防火対策に係る注意喚起等について」（令和2年8月7日消防予第235号）により、関係者等に対し、ガス機器の適切な維持管理等について注意喚起等を行い、防火対策の徹底をすることが重要である。

イ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底

旅行者等、建物の避難経路等に不案内の者が多数宿泊するホテル・旅館等の施設においては、平成24年5月13日に発生した広島県福山市ホテル火災を踏まえ、「ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成24年5月14日付け消防予第181号）等により、関係部局と連携し、消防法令違反の是正を徹底するとともに、夜間を想定した施設の実情を踏まえた避難訓練の実施、避難経路や防火戸等の避難

管理の徹底等の防火安全対策の推進を図ることが重要である。

平成 30 年 6 月 15 日の住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）の施行に伴い、同法に基づく届出を円滑に行うため、「住宅宿泊事業の届出に係る受付事務の迅速な処理等について」（平成 30 年 7 月 13 日付け消防予第 463 号等）、「住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書の交付事務を円滑に処理するための取組について」（平成 30 年 7 月 13 日付け消防予第 466 号）を踏まえた対応をするほか、立入検査等により消防法令の徹底を図り、他法令に違反している可能性がある場合は、「旅館業法の許可を得ないで旅館業を行っている者に対する取締りに係る厚生労働省の通知について（情報提供）」（平成 30 年 5 月 22 日付け事務連絡）により、関係行政機関と情報共有を図ることが重要である。

また、防火安全上重要な建築構造等を含めた法令への適合性を利用者に情報提供すること等により防火安全体制の確立を図るため、「防火対象物に係る表示制度の実施について」（平成 25 年 10 月 31 日付け消防予第 418 号）、「防火対象物に係る表示制度の実施細目等について」（平成 25 年 10 月 31 日付け消防予第 419 号）を踏まえ、ホテル・旅館等の事業者からの申請に基づき、消防機関が審査して表示マークを交付する制度の運用が図られていることから、防火対象物の関係者等の防火安全に対する認識を高めるよう、制度普及に向けた積極的な広報活動を行うことが必要である。

ウ 生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の徹底

平成 30 年 1 月 31 日に発生した北海道札幌市下宿火災を踏まえると、生計困難者等の住まいにおける防火安全対策を徹底するためには、「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」（平成 30 年 3 月 20 日付け消防予第 86 号等）により、福祉部局・福祉事務所、消防部局及び建築部局が連携して防火安全対策の助言等を行うことが重要である。

また、令和 5 年 1 月 22 日には兵庫県神戸市兵庫区において、高齢者や生計困難者等を含む死者 4 名、負傷者 4 名の被害となる火災が発生している。本火災を踏まえ、「神戸市兵庫区で発生した共同住宅火災を受けた防火対策の注意喚起について」（令和 5 年 1 月 23 日付け消防予第 45 号）を発出し、注意喚起を促してきたところであるが、引き続き、本通知が対象とする防火対象物や高齢者等の要配慮者が居住する類似の共同住宅等について、「住宅防火 いのちを守る 10 のポイント」等を活用し注意喚起を図られたい。

エ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底

(ア) 有床診療所及び病院は、夜間限られた職員で入院患者の対応をしているため、入院患者の様態によっては、火災時の適切な対応が難しいことが想定される。

平成 25 年 10 月 11 日に発生した福岡県福岡市の有床診療所火災を受けて開催された「有床診療所・病院火災対策検討部会」の報告書（平成 26 年 7 月）では、全ての職員が必要な知識を持ち、火災時に限られた人員及び時間の中で、適切に対応

するためには、日頃の訓練及び定期的な教育が必要であるとしている。特に夜間に職員が1名となる可能性のある有床診療所及び病院については、同検討部会でとりまとめられた「有床診療所等における火災時の対応指針」を活用し、より実践的な訓練指導を行うことが重要である。

(イ) 小規模な社会福祉施設や有床診療所等の医療施設では、防火区画の形成やバルコニー等の設置がなされておらず、一時的な避難場所を確保することが困難な場合が想定されることから、「自力避難困難な者が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアル」(平成30年3月30日付け消防予第258号)を活用し、水平避難による実践的な訓練指導を行うことが重要である。

(ウ) 有床診療所及び病院における火災時の安全対策を確保するためには、事業者自身による日頃からの防火対策の自己チェックや関係行政機関の情報共有・連携体制の構築が重要である。

また、事業者による防火対策の自主チェックが効果的に行われるよう、『「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の運用開始について』(平成26年3月31日付け消防予第142号)に基づき、平成26年4月から運用されている「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の利用を推進するとともに、安全対策上チェックすべき項目を記載した資料等により、事業者に対して周知、啓発していく必要がある。

なお、「有床診療所・病院火災対策検討部会」の報告書(平成26年7月)を参考に、立入調査等実施時において建築基準法や消防法等の防火関係規定に係る不備を把握した行政機関(建築部局、消防部局、医療部局)相互の情報共有等を適切に行い、その後の改善に的確に結びつけていくことが重要である。

オ 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底

小規模福祉施設においては、入居者は自力で避難することが困難な場合が多いことや夜間においては職員の配置が少数であることなどにより、火災が発生した際に全入居者を短時間で避難させることは難しい。

これらの施設においては、安全の確保のため、消防法令違反の是正の徹底や早期の火災覚知体制及び避難誘導介助体制の確保が特に重要であり、平成25年2月8日に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、「認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成25年2月12日付け消防予第56号)等により、福祉部局、建築部局等の関係行政機関との連携強化に努めることが重要である。

なお、避難誘導介助体制については、全国消防長会がとりまとめた「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」(平成21年10月27日付け全消発第338号)を踏まえ、施設職員が自らの体制を検証する形での消防訓練の実施を推進することが重要である。

カ 大規模倉庫における防火安全対策の徹底

(ア) 平成 29 年 2 月 16 日に発生した埼玉県三芳町倉庫火災、令和 2 年 4 月 30 日に発生した宮城県岩沼市倉庫火災及び令和 3 年 11 月 29 日に発生した大阪府大阪市倉庫火災を踏まえると、倉庫には大量の可燃物が存在し、延焼拡大しやすいことから、平素からの火気や可燃物の管理が重要である。

また、火災の初期拡大を防止するためには、従業員等が火災発見時に躊躇することなく適切な通報を行うとともに、屋内消火栓設備等を用いた迅速、かつ、適切な初期消火の実施体制の確保が非常に重要である。

そのためには、防火管理者が中心となって、自衛消防隊等も含めて出火危険がある場所や初期消火が困難な場所等を事前に把握し、必要に応じて消防計画に具体的な内容を追加するとともに消防訓練を実施する等の必要な対策を講じることが重要である。

(イ) 事業所における火災発生時の初動対応の実効性向上を図るため、「大規模倉庫における効果的な訓練の実施推進について」（平成 30 年 1 月 24 日付け消防予第 20 号）を参考として、倉庫等に対し、以下のような実火災を想定した訓練の実施について、消防本部による事前指導や立会指導を重点的に行うとともに、「大規模倉庫における火災の教訓」（リーフレット）を活用して、事業所における自主的な訓練の実施を推進することが重要である。

- a 実際に屋外消火栓設備又は屋内消火栓設備を使用して放水する訓練
- b 火災の発生場所や燃焼物などを具体的に想定したロールプレイング形式の模擬的な通報訓練
- c 防火シャッターが閉鎖している場合を想定し、それぞれの従業員が、くぐり戸を介して地上まで避難するための経路を把握し、かつ、実際に当該経路を歩行することにより、内部で働く従業員全員が円滑に避難できることを確認する訓練
- d 避難が完了しているエリアにおいて、防火シャッターが降下しない場合を想定し、防火シャッター近傍の手動操作装置を起動させる手順を確認する訓練
- e 消防隊への情報提供等に係る事業所の体制について、消防隊と連携し確認する訓練

キ 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

令和元年に発生したフランスのノートルダム大聖堂での火災や沖縄県の首里城跡での火災を受け、同様の惨事が生じないように、文化財建造物等の防火対策を一層推進することが求められている。

文化庁において総合的な防火対策の検討・実施に資するよう「世界遺産・国宝等における防火対策 5 か年計画」が策定されるとともに、国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」が公表されたことを受け、消防庁においては、文化財等

における訓練の実施方法を具体化した「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」（以下「防火訓練マニュアル」という。）を作成し、公表している。

文化財等の関係者に対して、防火訓練マニュアルを周知し、防火訓練マニュアルに基づく実践的な訓練の実施を促進していくことが重要である。

ク 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導等に係る取組の推進

多数の外国人来訪者や障害者等が利用することが想定される駅、空港、競技場又は旅館・ホテル等において火災等の災害が発生した場合は、日本語音声のみでは災害情報の内容を十分に理解できないことや、障害など様々な特性があることなどの事情に配慮した災害情報の伝達及び避難誘導が求められる。

『「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」について』（平成30年3月29日付け消防予第254号）に基づき、防火対象物の関係者が、当該防火対象物における災害情報の伝達及び避難誘導についての多言語化や文字等による視覚化、障害など利用者の様々な特性に応じた対応などを実施することを推進することが重要である。

(2) 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

ア 直通階段が一つの防火対象物の是正指導の徹底

令和3年12月17日に発生した大阪府大阪市北区ビル火災を踏まえ、『「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」の結果を踏まえた消防法令違反の是正の徹底について』（令和4年7月11日付け消防予第352号）を参考とし、避難経路が一つという構造上のリスクを抱える直通階段が一つの防火対象物における消防法令違反の是正を徹底し、指導に従わない場合は、躊躇することなく警告、命令等の違反処理へ移行することが重要である。

また、全国火災予防運動の機会を捉えて、直通階段が一つの防火対象物が集中する市街地等の防火対象物について、重点的に立入検査を実施することが重要である。

イ 消防法令違反の是正の徹底

(ア) 立入検査及び違反処理について、「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」（平成14年8月30日付け消防安第39号）（令和4年11月21日最終改正）を踏まえ、火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物に対し、重点的な立入検査を実施することが重要である。

また、当該防火対象物については、消防本部及び消防署が連携して確実な違反処理体制を構築し、消防法令違反の是正状況について進捗管理をすることが重要である。

なお、消防法令違反を覚知した場合は、早期の違反是正を指導し、指導に従わない場合は、躊躇することなく警告、命令等の厳格な措置を実施することが重要である。

- (イ) 平成 29 年 5 月 7 日に発生した福岡県北九州市で発生した共同住宅火災では、火元建物について、同市火災予防条例に基づく防火対象物の使用開始届出などが行われておらず、管轄消防本部において未把握となっていたものである。潜在的に火災危険性の高い防火対象物については、消防本部において立入検査等を通じて適切な指導を行っていく必要があり、警防調査等の機会を捉えた外観調査、消防団、自主防災組織、防火クラブ等からの地域情報の提供などの方法により、届出の怠り等により未把握となっている防火対象物についても積極的に情報収集を行うことが重要である。
- (ウ) 「重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果について」(令和 4 年 10 月 31 日付け消防予第 559 号)の内容を踏まえ、重大違反対象物(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務がある防火対象物のうち、これらが未設置等であるもの。)に対し、是正指導を行うとともに、時機を失することなく警告、命令等の厳格な措置を実施し、早期是正の徹底を図ることが重要である。
- (エ) 消防法令違反の是正に当たっては、「風俗営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防火安全対策における風俗営業行政との連携について」(平成 13 年 11 月 12 日付け消防予第 393 号)に示す仕組み等の活用や、「認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築について」(平成 27 年 3 月 31 日付け消防予第 136 号)、「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築について」(平成 27 年 12 月 24 日付け消防予第 480 号)に示す仕組みを必要に応じて都道府県が中心となって整備し、警察部局、衛生主管部局、保健福祉部局、建築部局等の関係行政機関による情報共有、合同の立入検査、是正指導等を実施するなど連携強化に努めることが重要である。

ウ 違反対象物に係る公表制度の推進

重大な消防法令違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより火災被害の軽減を図ること等を目的とし、「違反対象物に係る公表制度の実施について」(平成 25 年 12 月 19 日付け消防予第 484 号)により、重大な消防法令違反がある防火対象物を市町村又は消防本部のホームページにおいて公表する「違反対象物に係る公表制度」が実施されている。

消防本部においては、「違反対象物に係る公表制度のリーフレットの配布について」(平成 30 年 1 月 26 日付け事務連絡)により配布したリーフレットを活用する等の方策により、建物利用者や関係者に対する十分な周知が必要である。

(3) 防火管理体制と適切な維持管理の推進

ア 防火管理体制の充実

火災や地震等の災害発生時の情報伝達及び避難誘導體制の確立を指導するととも

に、実態に応じ、夜間に火災等が発生した場合を想定した消火、通報及び避難訓練の実施等について、適切な指導を行い、訓練結果の検証を行うなど、防火管理体制の充実を図ることが重要と考えられる。

また、防火管理者の選任、消防計画の作成・届出、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施その他の防火管理業務の実施状況を確認するとともに、不備事項については具体的な改善事項を指導することが重要である。

特に、テナントの入れ替わりが多い場合や夜間営業等により店舗責任者と連絡がとりづらいなどの実態がある場合は、関係行政機関や関係団体などと情報共有を行い、連携した指導を実施するなど、防火管理者の選任率の向上や不備事項の具体的な改善指導に係る効果的な取組みを行うことが重要である。

このほか、自衛消防組織の設置が義務付けられている防火対象物に対しては、自衛消防業務再講習の周知徹底や、訓練等による活動要領の検証などにより、その充実を図ることが重要である。

イ 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底

防火対象物点検報告及び防災管理点検報告について、関係者に対し、本制度の趣旨、内容等の周知徹底及び報告実施の促進を図るとともに、点検報告の結果が良好でないものや点検報告未実施の防火対象物について重点的に立入検査を実施するなど、効率的な違反是正の推進に努めることが重要である。

ウ 避難施設等の維持管理の徹底

廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設の管理を適切に行うとともに、煙の拡散、延焼拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図るため、防火対象物の関係者自らが自主的にチェックする体制の整備を推進することが重要である。

エ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進

出火又は延焼拡大の防止のため、防災物品の使用の徹底を図るとともに、衣類や寝具等の防災製品の普及を推進することが重要であり、特に、高齢者や障害者等が入居する社会福祉施設にあっては、家具や布団、シーツ等についても防災製品を使用することが望ましいと考えられる。

オ 直通階段が一つの防火対象物に対する自衛消防訓練の推進

直通階段が一つの防火対象物は、構造上、リスクを常に抱えており、そのリスクを平時から下げる対策を講じることが必要であるため、「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドラインの策定について」(令和4年12月16日付け消防予第639号)を参考とし、直通階段が一つの防火対象物の関係者に対して、直通階段が使用できない場合などの状況に応じた避難方法等を含めた自衛消防訓練の推進を図ることが重要である。

カ 超大規模防火対象物等における自衛消防活動の実効性向上に係る取組の推進

超大規模防火対象物等の多くは、当該防火対象物に不案内な在館者等、多様な在館者が多数利用する大規模な集客施設となっており、火災や地震が発生した際の安全性を確保するため、当該防火対象物におけるハード面の対策の状況に応じ、自衛消防組織の活動を特に有効に機能させることが必要となる。

「大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドラインの改訂について」(平成31年3月22日付け消防予第96号)に基づき、超大規模防火対象物等の関係者が、自衛消防組織の本部隊を対象としたシナリオ非提示型図上訓練の実施を推進することが重要である。

また、自衛消防組織の設置義務がある大規模防火対象物においても、当該防火対象物の態様を勘案し、必要に応じてシナリオ非提示型図上訓練を実施するよう、推進することが望ましい。

(4) 消防用設備等の維持管理の徹底

ア 消防用設備等の定期点検及び点検結果報告の推進

防火対象物の関係者に消防用設備等の点検・整備の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告の徹底を図るなど、消防用設備等の適正な維持管理を推進することが重要である。「消防用設備等点検報告制度に係る留意事項等について」(平成28年12月20日付け消防予第382号)により情報提供した点検報告率を向上させるための取組を参考として、点検報告未実施の防火対象物の関係者への電話連絡や点検報告の実施を促す文書の送付、パンフレットの配布等に取り組むことが効果的である。さらに、「郵送による消防用設備等の点検報告の推進について」(平成31年4月26日付け消防予第167号)を踏まえ、郵送による点検報告を積極的に推進することが適当である。

特に、平成29年12月17日に、さいたま市で発生した特殊浴場火災(死者5名(12月20日に死亡した重症者1名を含む。))では、3階建て建物の主に2階及び3階が大きく焼損し、煙等が充満すること等により、逃げ遅れて死傷した可能性が考えられることから、「風俗営業を営む特殊浴場の防火対策に係る注意喚起等の実施について」(平成29年12月18日付け消防予第385号)を参考とし、類似の特殊浴場等に対して、階段等の避難施設や避難器具の避難空地及びその付近に避難の支障になる物件が放置されることのないよう自主点検を実施することや、消火器、避難器具等の使用方法や火災発生時における利用客等への周知及び避難誘導の方法について再確認し、従業員による訓練を実施することなどについて、立入検査等により注意喚起を行い、防火対策の徹底を図ることが重要である。

また、高層の共同住宅においては、多数の者が居住し、火災時には避難に長時間を要する等の危険性が想定されることから、消防計画に基づく避難施設等の維持管理や避難訓練等の実施、消防用設備等の維持管理について、立入検査等のあらゆる機会を活用して指導するほか、関係団体と連携する等の効果的な指導を行うことが重要

である。また、火災の延焼のおそれが著しく少ない等の一定の構造要件を満たす高層の共同住宅については、消防用設備等の設置免除や共同住宅用の消防用設備等の設置が認められていることから、「高層の共同住宅に係る防火対策の更なる徹底について（補足）」（平成 29 年 8 月 1 日付け事務連絡）を参考とし、当該構造要件の維持管理についても併せて指導を行うことが重要である。

イ 二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備の放出事故に係る事故防止対策の徹底

令和 2 年 12 月から令和 3 年 4 月に二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）の放出事故が連続して発生したことを受け、二酸化炭素消火設備に係る技術上の基準等の改正政省令が令和 5 年 4 月に施行される。本改正によって、主に以下の安全対策が義務付けられることについて、防火対象物の関係者に対する周知を図りたい。

(ア) 二酸化炭素消火設備には、既存設備も含め、消防庁長官が定める基準に適合する閉止弁を設置すること。なお、既存設備における経過措置期間は令和 6 年 3 月 31 日までの間であること。

(イ) 工事等に際し、防護区画内に人が立ち入る場合は、閉止弁が閉止された状態を維持すること。

(ロ) 二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に、二酸化炭素の危険性等を表示した標識を設けること。

(ハ) 制御盤の付近に設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書を備えておくこと。

(ニ) 二酸化炭素消火設備が設置されている建物の点検は、消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を行うこと。

また、二酸化炭素の誤放出により人的被害が発生する事故のリスクを低減するため、消防法令に定める安全対策に加え、「二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドラインの策定について」（令和 4 年 11 月 24 日付け消防予第 573 号）に定めるところにより、安全対策の更なる充実を図りたい。

6 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

消費者の安全・安心の確保が強く求められていることを踏まえ、自動車等や電気用品及び燃焼機器など、火災の発火源となることが多い身近な製品について、適切な使用・維持管理の推進及び誤使用による火災の防止を呼び掛けるとともに、各関係機関から発信される情報を注視し、注意喚起情報を発信することが効果的である。

特に「令和 3 年 1 月から令和 3 年 12 月までに発生した製品火災に関する調査結果」（令和 4 年 8 月 25 日付け消防庁報道発表資料）で示したとおり、製品の不具合により同一の製品から複数の火災が発生していることから、リコール情報を広く発信する等、製品に起

因する火災の再発防止を呼びかけることが重要と考えられる。

なお、近年、燃焼機器に係る製品火災においては、ガストーチバーナーに起因するものが多く発生し、電気用品に係る製品火災においては、バッテリーに起因するものが多く発生している。

ガストーチバーナーによる火災については「ガストーチの安全な使用に関する調査の実施結果について」（令和3年3月18日付け事務連絡）を参考として注意喚起を図りたい。また、電気用品については電気用品安全法に基づくPSEマークの表示が義務付けられ、危険防止が図られていることから、購入の際はPSEマークの有無を確認するよう呼びかけることが重要である。

7 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

地域のイベント、祭り等の多数の者が集合する催しにおいては、火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあることから、多数の者が集合する催しの開催を把握した際は、事前に主催者に対して火災予防上の指導を行うとともに、積極的に現地におもむき、以下の事項に留意し、指導を実施することが必要である。

(1) ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導

ガソリンの火災危険性について、金属製容器による保管時及びガソリンを注油する際の注意事項については、消防庁ホームページにおいて、ガソリン携行缶の安全対策を掲載しているので、関係者への指導の際に活用されたい。

(http://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/kento256.html)

(2) 火気器具を使用する屋台等への指導

消火器の準備等、火災予防条例で定める事項に加え、屋台等でガスこんろ等を使用する場合は、ガス漏れを防ぐために、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検すること。

プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定すること。

(3) 照明器具の取扱いに係る指導

可燃物の近傍で照明器具を用いる場合は、当該照明器具の熱により可燃物が高温になることがないように十分配慮するとともに、電球をソケットに確実に接続する、充電部分を絶縁被覆するなどにより照明器具の充電部分の露出がないようにすること。

また、照明器具又は配線は、動揺、脱落することがないように取り付けると共に、過度の加重、張力が加わらないようにすること。

8 林野火災予防対策の推進

(1) 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚

林野火災の出火原因としては、たき火、火入れ及び放火（放火の疑いを含む。）によるものが過半数を占めているが、この時季は、春を迎えての火入れの開始、入山者の増加等が見込まれることから、林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚を図ることが重要と考えられる。

(2) 火災警報発令中における火の使用制限の徹底

消防法第 22 条第 3 項の規定に基づき、火災に関する警報が発せられたときは、火入れ・たき火の禁止等、火災予防条例に定める火の使用制限の徹底を図るとともに、監視及び広報パトロールを強化するなどして出火防止に努めることが重要と考えられる。

(3) 火入れに際しての手続き等の徹底

火入れの相談があった場合又は情報を入手した場合は、関係行政部局と連携を密にし、関係者に対して森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条第 1 項本文に規定する市町村長の許可を受けて、その指示に従うよう指導するとともに、火災予防及び火災の警戒上必要な措置について徹底を図るよう指導することが重要と考えられる。

(4) 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

林野所有者等に対し、林野の適切な管理及び監視活動の徹底を図るよう指導を強化するとともに、林野関係者と連携を密にし、地域の実情に即した火災予防対策を講じるよう努めることが重要と考えられる。

9 その他

(1) エアゾール式簡易消火具の破裂事故等を踏まえた対応

「エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について」(令和 2 年 8 月 11 日付け消防予第 227 号) 等により、エアゾール式簡易消火具の取扱いに係る注意喚起をお願いしてきたところであるが、未だ未回収品があり今後も破裂事故が発生するおそれがあることから、引き続き取扱いに関する一般的注意事項等について、本運動中に実施するイベント等の機会を有効に活用し周知を図られたい。

(2) 住宅用火災警報器及び消火器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止のための周知

「住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止について」(平成 22 年 4 月 6 日付け消防予第 175 号) 及び「型式承認の失効した消火器の販売について」(平成 25 年 3 月 18 日付け事務連絡) により、通知しているところであるが、悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害の拡大を防止するためには、その具体的事案を広く周知するとともに、被害の未然防止に繋がる取組について、積極的な広報活動を行うことが効果的である。

(3) 老朽化消火器に関する注意喚起等

平成 21 年 9 月に大阪市内で発生した老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、住民に対する注意喚起と廃消火器のリサイクル回収窓口等の周知等の取組を図るようお願いして

いるところであるが、近年においても破裂事故は発生しており、今後も発生するおそれがあることから、引き続き本運動中に実施するイベント等（女性防火クラブ等による住宅防火訪問等）の機会を有効に活用し、一層の注意喚起を図るとともに、老朽化消火器の廃棄・リサイクルに関する注意事項等についても、（一社）日本消火器工業会のリーフレット等を活用して周知することが効果的と考えられる。

なお、女性防火クラブ等の協力を得る際の消火器の取扱い上の留意事項及び各住宅に訪問する際の周知事項は以下のとおりである。

- a 長期間使用しておらず腐食の進んでいる消火器を廃棄しようとする際に、粉末を放出させるためレバーを操作しないこと。
- b 現在、廃消火器リサイクルシステムが確立されており、消火器を廃棄する際は、消火器リサイクル推進センターまで連絡していただきたいこと。

また、消火器具の設置が義務づけられている防火対象物又は危険物施設にあっては、令和4年1月1日以降、「消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」（平成22年総務省令第111号）による改正後の消火器の技術上の規格に適合しない消火器が設置されている場合には、消防法施行令第30条に適合しないこととなるため、是正指導を図られたい。

(4) 緩降機や救助袋を使用した訓練及び点検中の安全管理の徹底

緩降機や救助袋を使用した訓練及び点検実施中の事故発生防止のため、緩降機や救助袋を使用した訓練及び点検等の際には安全管理を徹底するよう、「避難器具（緩降機）の使用時における安全管理の徹底に係るリーフレットについて」（平成30年11月27日付け事務連絡）等を踏まえ、注意喚起を図られたい。

(5) 消毒用アルコールの安全管理の推進

新型コロナウイルス感染症対策のため、消毒用アルコールの使用機会が増えており、消毒用アルコールの適切な使用・管理等を徹底するよう、「消毒用アルコールの安全な取扱い等について」（令和2年3月18日付け消防危第77号）等を踏まえ、注意喚起を図られたい。

(6) 在宅酸素療法時の火気使用における注意喚起

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、在宅酸素療法を行う自宅療養者が増加しており、酸素濃縮装置等の使用時の喫煙等火気使用を原因とする火災の発生が懸念されることから、酸素濃縮装置等の使用時の火気の取扱い等について、「在宅酸素療法時における火災予防上の留意事項について」（令和3年8月25日付け事務連絡）を参考として注意喚起を図られたい。

(7) 車両火災予防運動の推進

駅舎等における防火安全対策の徹底を図るため、初期消火、通報及び避難訓練の実施等について、鉄道関係者に対する指導を行うことが重要と考えられる。

令和3年中の車両火災の原因をみると、排気管、交通機関内配線、電気機器による火

災が多く発生している。また、放火及び放火の疑いによるものも多く発生していることから、車両火災の防止と被害の軽減を図るため、防災製品のボディカバーの使用等について普及促進を図ることも効果的である。

住宅用火災警報器の交換について

(本体の交換が必要な場合)

- 住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）本体の交換については、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 16 年 11 月 26 日総務省令第 138 号）」（以下「設置維持省令」という。）において、以下のように取り扱うことが義務づけられている。
 - ・ 自動試験機能^{※1}を有する住警器にあつては、自動試験機能により機能の異常が判明した場合は、適切に交換すること
 - ・ 自動試験機能を有さない住警器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に交換すること
- これらの場合に加え、作動確認機能^{※2}を有する住警器にあつては、作動確認により機能の異常が判明した場合にも、適切に交換する必要がある。

(本体の交換を推奨する場合)

- 電池切れの場合は、設置維持省令において適切に電池を交換することとされているが、設置から 10 年以上経過している場合は、経年等により本体内部の機器が劣化していることが考えられるので、本体を交換することが望ましい。なお、本体交換の際には、連動型住宅用火災警報器、火災以外の異常を感知して警報する機能を併せもつ住宅用火災警報器、音や光を発する補助警報装置を併設した住宅用火災警報器など付加的な機能も併せ持つ機器を推奨されたい。

なお、交換の必要性や推奨にあつては、（一社）日本火災報知機工業会が作成した「住宅用火災警報器交換診断シート」を適時活用されたい。

(URL : <http://www.kaho.or.jp/pages/keiho/page-keiho-07-01.html>)

※1 自動試験機能

住宅用火災警報器の感知部が適正であることを自動的に確認する機能をいう。

※2 作動確認機能

ボタンを押す又は住警器本体から下がっているひもを引くことにより、住警器が正常に作動しているかを確認するための機能をいう。

「たばこ火災被害の低減対策に関する検討会報告書」を踏まえた広報に係る対策

1 ターゲットを絞った広報の実施

たばこ火災関連の統計を分析すると、たばこ火災の約半数が単身世帯において発生しており、また、たばこ火災で発生した死者の約9割が50歳以上で、そのうちの約8割が男性であることから、たばこ火災やたばこ火災で発生する死者には一定の傾向がうかがえることがわかる。

このことから、たばこ火災の注意喚起広報等を実施する際には、従来のように広く万人へ呼びかける方法の他、以下のようなターゲットを絞った集中的な広報を行うことが効果的と考えられる。

- ・ターゲットとされる人が多く居住していると思われる共同住宅や喫煙コーナー等を訪ねて直接呼びかける。
- ・防火指導を目的とした戸別訪問を実施した際に、喫煙習慣の有無を聴取し、喫煙者や喫煙者の家族に対しては、以下の2, 3に示すたばこ火災の特性やたばこ火災対策の周知徹底を図る。
- ・喫煙者の家族等の同居者等に対して、火災につながる喫煙の仕方等について指摘するよう促す。
- ・単身世帯等の場合で、ソフト面の対策において他者の協力が得られにくいと考えられる場合には、ハード面の対策を重点的に指導する。

2 たばこ火災の特性に関する周知

以下のようなたばこ火災の特性を示し、危険性を具体的に周知することが必要である。

- ・たばこ火災の発生原因は、寝たばこや完全に消火しないままゴミ箱に捨てる等のヒューマンエラーに起因していることが多いこと。
- ・寝たばこの際に火種が布団等に接触し、布団等が無炎燃焼することにより発生する一酸化炭素を吸い込み、避難行動障害が生じる場合があること。

3 たばこ火災への対策の周知

2で示したたばこ火災の特性を踏まえ、これらの対策のため以下のような指導を行うことが必要である。

- ・寝たばこは絶対にしないこと。
- ・布団や枕、パジャマなどに防炎品を使用すること。
- ・「住宅用火災・CO警報器」を設置すること。
- ・蓋付きの灰皿や水を入れた灰皿を使用し、たばこの確実な消火を行うこと。

4 その他

広報の際には、(一社)日本たばこ協会が実施している「たばこ火災防止キャンペーン」と連動し、同協会から配布されるリーフレット等を活用しつつ、上述の広報を実施することが効果的と考えられる。

地震火災を防ぐ15のポイント

○事前の対策

- 1 住まいの耐震性を確保する
- 2 家具等の転倒防止対策（固定）を行う
- 3 感震ブレーカーを設置する
- 4 ストーブ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かない
- 5 住宅用消火器等を設置し、使用方法について確認する
- 6 住宅用火災警報器（連動型住宅用火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機器）を設置する
- 7 地震直後の行動（8～10）について平時から玄関等に表示し、避難時に確認できるようにする

○地震直後の行動

- 8 停電中は電化製品のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く
- 9 石油ストーブやファンヒーターからの油漏れの有無を確認する
- 10 避難するときはブレーカーを落とす

○地震からしばらくして（電気やガスの復旧、避難からもどったら）

- 11 ガス機器、電化製品及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認する
- 12 再通电後は、しばらく電化製品に異常（煙、におい）がないか注意を払う

○その他日頃からの対策

- 13 自分の地域での地震火災による影響を把握する
- 14 消防団や自主防災組織等へ参加する
- 15 地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図る

通電火災対策

○通電火災とは

停電後、停電が復旧した際の再通電時に発生が懸念される火災をいう。

○主な要因

(地震発生時)

- ・ 転倒した家具の下敷きになり損傷した配線などに再通電し、発熱発火する。
- ・ 落下したカーテンや洗濯物といった可燃物がヒーターに接触した状態で再通電し、着火する。
- ・ 転倒したヒーターや照明器具（白熱灯など）が可燃物に接触した状態で再通電し、着火する。
- ・ 水槽が転倒し露出した観賞魚用ヒーターに再通電し、周囲の可燃物に着火する。
- ・ 再通電時に発生した電氣的火花により、漏れ出たガスに引火・爆発する。

(風水害発生時)

- ・ 家屋への浸水や雨漏りによる、電化製品の基板等の損傷により、再通電時にショートが生じ発火する。
- ・ コンセントに水分が付着し、再通電時にトラッキングが生じ発火する。

○主な対策

(停電時・避難時の対応)

- ・ 停電中は電化製品のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く。
 - ・ 停電中に自宅から離れる際は、ブレーカーを落とす。
- ※平時から忘れないよう、玄関ドアに「避難時ブレーカー断」等の表示をしておく。

(停電復旧時の対応)

- ・ 給電が再開されたら、浸水などにより電化製品が破損していないか、配線やコードが損傷していないか、燃えやすいものが近くにないかなど、十分に安全を確認してから電化製品を使用する。
- ・ 建物や電化製品等には外見上の損傷がなくとも、壁内の配線の損傷や電化製品内部の故障により、再通電後、長時間経過したのち火災に至ることがあるため、煙の発生やにおいなどの異常を発見した際は直ちにブレーカーを落とし、消防機関に連絡する。
- ・ 浸水等により一度水に濡れた電化製品は使用しない。

(日頃からの備え)

- ・ 住宅用分電盤の機能充実
 - 漏電ブレーカー：漏電を検知し電気の供給を遮断する機器
 - コード短絡保護機能：配線の損傷や短絡を検出し電気を自動で遮断する機能
- ・ 感震ブレーカーの設置

令和5年春季全国火災予防運動における行事等

都道府県名	〇〇〇県	消防本部名	〇〇〇消防局（本部）
-------	------	-------	------------

行事等の区分	住宅防火対策を主とした行事等 ・ 消防訓練 ・ 防火査察 ・ その他の行事等
行事等の名称	
実施期間・日時	
実施場所	
過去に本行事を実施した回数・継続年数等	
行事等の内容	